

令和5年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午前10時から10時26分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	8番	村越聡
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	小俣敏孝
	渡部希生

7. 会議の概要

議長 おはようございます。お暑い中、またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第7回の農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項の規定による議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

8番の村越聡委員、9番平沼邦夫委員のご兩名にお願いします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件でございます。この1件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まず、議案第14号番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号番号1について説明いたします。

議案第14号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、台帳面積は314平方メートルです。譲受人は朝霞市在住の方、譲渡人は秩父市在住の方で、関係はご兄妹であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央右上寄りにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所八番、西善寺の北約50メートルのと

ころが申請地になります。

申請地は、譲渡人が相続により取得した農地であります。以前から譲受人が同じく相続により取得した隣接する農地とともに管理していたとのことで、譲渡人が今後管理する見込みもないため、親族で相談した結果、今回の申請に至ったとのこととあります。譲受人は町外に居住していますが、申請地の近くにある、今は空き家となりましたが、実家を拠点に、町内に所有する他の農地と併せて管理のため、月に数回来町しているとのこととあります。

農地法第3条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、委員の皆様もご承知のとおり、農地法の改正に伴い今年4月の審議以降、下限面積要件については撤廃となっております。その他の要点につきましては今までと変わりはありません。

具体的には、農地法第3条第2項第1号に規定する全部効率的利用要件として、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか、農業従事者や農機具の所有状況はどうか、これまでの営農実績などから全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号に規定する常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかを判断していただきます。

最後に、農地法第3条第2項第6号に規定する地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかを判断していただきます。

事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了しました。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第14号番号1農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書類並びに添付書類を精査し、8月19日午前9時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、札所八番北側の町道沿いの

農地です。

事務局の説明にもありましたが、今後も農地として管理するため、親族間で所有権を移転するということでもあります。3条申請の許可基準については満たしていると思われまますので、皆様のご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小泉委員、お願いします。

小泉委員 補助委員の小泉です。上程されました議案第14号番号1について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午前9時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。今回の申請農地は、傾斜地にある一団の畑のうちの一筆です。毎年実施している利用状況調査や農地パトロール等で確認した際も、草刈り等比較的適正に管理されている農地です。今後も農地として管理していただけるのであれば、許可基準を満たしていると思われまますので、特に問題はないと判断されまます。

皆様のご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了しまます。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしの声がありました。質疑なしと認めまます。

お諮りいたしまます。上程中の議案第14号番号1につきまましては、許可することに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第14号番号1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきまましては、許可することに決定をいたしまました。

続きまして、議案第14号番号2につきままして、事務局からの説明を求めまます。

事 務 局 議案第14号番号2について説明いたしまます。

議案第14号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、台帳面積は482平方メートルです。議

受人は町内在住の方、譲渡人は毛呂山町在住の方であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

4 ページ目を御覧ください。案内図 2 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方、赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根古屋 3 区コミュニティ広場の西約 100 メートルのところ申請地になります。

譲受人は今まで農地を所有したことはございませんでしたが、自家消費用の野菜等の栽培に興味があったとのこと。今回自宅隣接地で譲渡人が相続により取得した農地や宅地の整理を行う中、話がまとまり、今回の申請に至ったとのこととあります。

農地法第 3 条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきましては、先ほどご説明しましたとおり、全部効率的利用要件、常時従事要件、地域調和要件等ございますが、事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第 14 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8 月 19 日午前 9 時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、3 区コミュニティ広場の西約 100 メートルのところになります。今回の申請農地は、接道がなく、鉄道の線路用地や住宅に囲まれております。譲受人の住宅敷地とは一部接していますので、今後農地として管理していただけるのであれば、許可相当としてよいと思われれます。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の 6 番、小泉委員、お願いします。

小泉委員 補助委員の小泉です。上程されました議案第 14 号番号 2 について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8 月 19 日午前 9 時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。先ほど平沼推進委員からもお話があったとおり、

今回の申請農地は接道がなく、農地として活用するには正直しづらいと思われれます。しかしながら、利用状況調査等では作付している状況も見られますので、隣接する住宅にお住まいの方が自家消費用とはいえしっかり耕作していただけるのであれば、許可もやむなしと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第14号番号2につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第14号番号2 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第14号番号3につきまして、事務局から説明を求めます。

事 務 局

議案第14号番号3について説明いたします。

議案第14号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、台帳面積は335平方メートルです。譲受人は町内在住の方、譲渡人は秩父市在住の方で、関係はご姉弟であります。申請理由は、所有権の移転となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央右上寄りにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬町町民会館の東南東約120メートルのところが申請地になります。

先ほどご審議いただきました番号1と同様、申請地を相続により譲渡人が取得したものの、以前から譲受人が同じく相続により取得した隣接する農地とともに管理していたとのことであります。譲渡人が高齢になり、今後の管理について親族で相談した結果、今回の申請に至ったとのことであります。

農地法第3条の規定による許可申請に関する審議内容の要点につきまし

ては、全部効率的利用要件、常時従事要件、地域調和要件等ございますが、事務局といたしましては、許可基準の全てを満たしているものと考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員、関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第14号番号3農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午前9時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。場所は、町民会館の東側約120メートルのところになります。事務局の説明にもありましたとおり、相続により取得した農地を実際に管理している親族へ所有権を移転するための申請でございます。隣接している農地を含め適正に管理されており、許可基準を満たしていると考えております。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の9番、平沼委員、お願いします。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第14号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。今回の申請地を含め周囲の畑も譲受人により作付が行われ、よく管理されている状態でした。親族間の所有権移転とのことですし、許可基準も満たしていると思われます。今後も継続してしっかり管理していただけるのであれば許可相当と考えますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
暫時休憩をいたします。
休 憩 午前10時19分
再 開 午前10時24分

議長 では、会議に戻ります。
担当委員の所見は終了いたしました。

続きまして、質疑に移ります。質疑がある方は挙手をもってお願いします。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第14号番号3につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第14号番号3 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長におきまして整理させていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時26分)